

○熊野大花火大会交通円滑化協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 熊野尾鷲道路を有効活用することで熊野大花火大会における交通の円滑化を図るため、熊野大花火大会交通円滑化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- （1） 交通渋滞に関する調査研究
- （2） 交通渋滞を解消するための具体的な方策の実施
- （3） その他第1条の設置目的を達成するために必要な事項

（組織）

第3条 協議会は、次に掲げる機関等をもって組織する。

- （1） 熊野市
- （2） 尾鷲市
- （3） 熊野警察署
- （4） 尾鷲警察署
- （5） 熊野市観光協会
- （6） 尾鷲市観光物産協会
- （7） 三重県熊野県民センター
- （8） 三重県熊野建設事務所
- （9） 三重県尾鷲建設事務所
- （10） 国土交通省紀勢国道事務所
- （11） 国土交通省紀勢国道事務所熊野維持出張所
- （12） 中日本高速道路株式会社名古屋支社津保全・サービスセンター
- （13） 東海旅客鉄道株式会社熊野市駅
- （14） 三重交通株式会社南紀営業所
- （15） 熊野市消防本部
- （16） 三重紀北消防組合
- （17） 熊野商工会議所
- （18） 尾鷲商工会議所

（委員）

第4条 協議会の委員は、第3条で組織された各機関等の代表者等をもって充てる。

(会長)

第5条 協議会に会長を置き、熊野市観光協会長とする。

- 2 会長は、会務を総務し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故あるときは、会長が指名するものがその職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指定する者に出席させることができる。この場合においては、委員が出席したものとみなす。

(事務局)

第7条 事務局は、熊野市観光スポーツ交流課及び国土交通省紀勢国道事務所調査設計課に置く。

- 2 協議会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。